明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○内閣府設置法等の一部を改正する法律（三五）　一七
○東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（三六）　一九
○競馬法の一部を改正する法律（三七）　二〇
○消防法の一部を改正する法律（三八）　二〇
○過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（三九）　二三
○離島振興法の一部を改正する法律（四〇）　二三
○災害対策基本法の一部を改正する法律（四一）　二七
○国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律等の法律（四二）　二七
○著作権法の一部を改正する法律（四三）　二四
○中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（四四）　二四
○養ほう振興法の一部を改正する法律（四五）　二五
○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律（四六）　二五
○原子力規制委員会設置法（四七）　二五
○東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（四八）　二四
○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（四九）　二四
○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（五〇）　二六
○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（五一）　二八
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（五二）　二〇〇
○原子力損害賠償支援機構法施行令の一部を改正する政令（一七三）　二〇
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別設置法施行令（一七四）　二一
〔府　令〕
○災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四二）　二一
〔省　令〕
○法務省組織規則の一部を改正する省令（法務二九）　二一
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通五九）　二一
○地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（同六〇）　二一
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則（同六一）　二一三
〔政　令〕
○法務省組織令の一部を改正する政令（一六七）　二〇七
○地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（一六八）　二〇八
○過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一六九）　二〇八
○離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一七〇）　二〇九
○災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（一七一）　二〇九
○計量法関係手数料令の一部を改正する政令（一七二）　二一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣府設置法等の一部を改正する法律（法律第三五号）（内閣官房）

1　内閣府設置法の一部改正（第一条関係）

(一)　内閣府の所掌事務として、(1)から(5)を規定することとした。

(1)　宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどること。

(2)　宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務をつかさどること。

(3)　宇宙開発利用の推進に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）をつかさどること。

(4)　多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関する事務をつかさどること。

(5)　(2)から(4)に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）をつかさどること。

(二)　内閣府に、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができることとした。

(三)　内閣府に、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができることとした。

(四)　内閣府に、審議会等として、宇宙政策委員会を置くこととした。

2　文部科学省設置法の一部改正（第二条関係）

(一)　文部科学省の所掌事務として、宇宙の利用の推進に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのものに関することを規定することとした。

(二)　宇宙開発委員会を廃止することとした。